

令和3年4月26日

障がい福祉関係事業者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

緊急事態宣言後の障がい福祉サービス等事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

標題について、別添のとおり厚生労働省より「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について」（令和3年4月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等が示され、さらに大阪府より「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和3年4月23日付障企第1165号大阪府福祉部障がい福祉室長通知）が発出されましたのでお知らせします。

つきましては、各通知の内容をご確認していただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症に関連する行政の対応等については、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜ご確認くださいようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省事務連絡・大阪府障がい福祉室長通知の概要等について

高齢者、障がい者など特に支援が必要な方の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）については、事業の継続を要請するものとされており、障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供していただきますようお願いいたします。

なお、障がい福祉サービス等の継続等については、以下の（1）～（5）の事項に十分留意してください。

（1）感染防止対策の徹底

障がい福祉サービス等事業所においては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取

扱いを徹底の上、対応をお願いします。

また、「障がい福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「障がい福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」を活用し、感染症に係る基本的な考え方や防護具の装着方法等について、施設内や法人内で意識付けや研修を行うなど対応いただきますようお願いいたします。

【感染防止対策の徹底にかかる主な参考資料】

- ・【厚生労働省】 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- ・【大阪府】 社会福祉施設等向け研修資料（動画） (<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>)
- ・【大阪市社会福祉研修・情報センター】「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関する研修」（動画） (https://wel-osaka.com/social_welfare_lecture.html)

※ 令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、すべての障がい福祉サービス等事業所に対して、一定の経過措置期間を設け、感染症発生時の業務継続計画の策定等が義務付けられております。

※ 業務継続計画の策定支援として、厚生労働省において作成されたひな形に加え、大阪府において（公社）大阪府看護協会の協力のもと作成された福祉施設における感染予防・感染拡大の最小化に資するためのチェックリストを本事務連絡に添付しますので、ご活用ください。

（2）柔軟なサービス提供について

一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とする臨時的な取扱いが引き続き可能です。

なお、臨時的な取扱い（「障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて」）の詳細については、本市ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>)

また、就労系サービスにかかる取扱いについては、本事務連絡とは別の事務連絡によりお示しいたします。

（3）休業等する場合について

都道府県等からの公衆衛生対策の観点に基づく休業要請に伴い休業する場合、又は感染拡大防止の観点から、自主的に休業する場合やサービスの縮小を行う場合は、本市運営指導課へ報告し、利用者に対して丁寧にご説明い

ただいたうえで、利用者に対して必要な支援が確保されるよう代替サービスの確保に努めてください。

また、下記「2. 障がい福祉サービス等事業所において感染等事案が発生した場合」にお示ししたとおり、本市運営指導課あて「発生報告」をお願いします。

(4) その他

①感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

防護具等の衛生用品については、各事業所で必要な数量を事前に確保してください。また、感染者が発生した場合等で、支援を継続するうえで不足する衛生・防護用品等がある場合は、本市運営指導課に対して行う「発生報告」において、各事業所で必要量を確保するまでの間に必要な衛生・防護用品等を申し出てください。

なお、令和3年度においても、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した障がい福祉サービス事業所等を対象として、サービスを継続するために要した経費の補助を実施する予定（地域生活支援事業を除く。）です。ただし、平時のサービス提供時（感染者が発生した場合等を除く）に必要な衛生・防護用品等については、令和3年4月分以降の障がい福祉サービス等報酬において基本報酬に上乘せされているため、補助対象となりませんのでご注意ください。

2. 障がい福祉サービス等事業所において感染等事案が発生した場合

保健所との連携や施設内等での情報共有、感染症対策を優先していただきながら、可能な限りすみやかに下記の報告先へ報告していただきますようお願いいたします。

【感染等事案が発生した場合の報告先】

※平日の9:00～17:30までは

○ 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

電話：06-6241-6527

(ガイダンスが流れた後「4」を押してください)

※上記以外の時間帯はこちら

○ メールアドレス：corona-kaigo@city.osaka.lg.jp

3. 添付資料

- ・令和3年4月23日付、厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について」
- ・令和3年4月23日付、厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」
- ・BCPひな形、様式ツール集
- ・令和3年4月23日付、大阪府通知「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サ

- ービス等事業の継続について」
・別添資料2（チェックリスト）

4. 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- ・新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）※各種事務連絡掲載
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608